

任意継続被保険者制度

健康保険は事業所を単位とした強制加入を原則としていますが、被保険者が事業所を退職しその資格を喪失したときでも、一定の条件のもとに個人の希望により、被保険者の資格を継続することができます。これを任意継続被保険者制度といい、被保険者期間は最長2年間です。

任意継続被保険者・被扶養者の保険給付の支給や保養施設などの利用については従来どおり変わりません。

ただし、傷病手当金・出産手当金の支給はありません（資格喪失前から受けていた支給については、資格喪失後も支給となります）。

被保険者資格

資格要件

任意継続被保険者になるためには、①資格喪失日の前日まで継続して2カ月以上の被保険者期間があり、かつ、②資格喪失日から20日以内に任意継続被保険者となるための申請をすることが必要です。

資格取得の手続き

「任意継続被保険者資格取得申請書」および「念書」を提出してください（書式見本は31ページ）。

任意継続被保険者の資格取得日は、被保険者資格を喪失した日となり、従前からの資格を継続することになります。

●出版健保が申請書を受理したときは、その旨を申請者に通知し、「健康保険被保険者証」（任意継続被保険者証）を交付します。

★申請期限

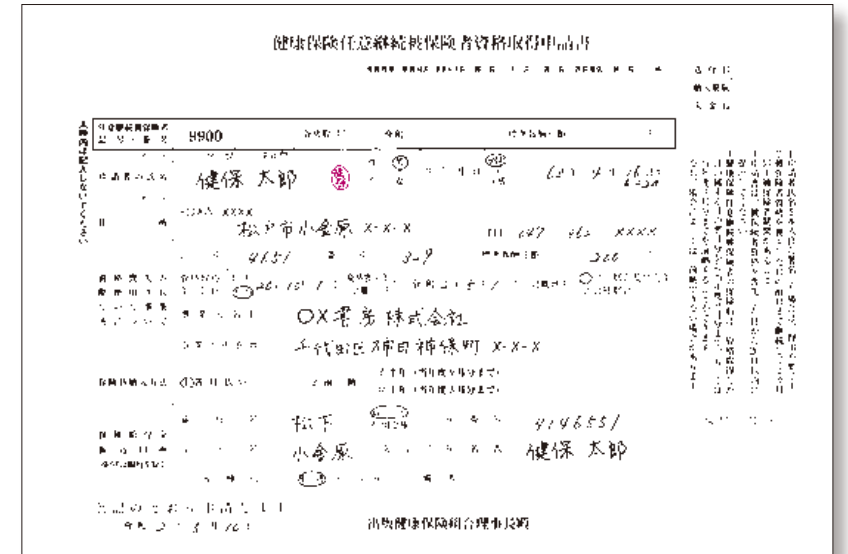
資格喪失日から必ず20日以内に申請をしてください。

※資格喪失日から20日を過ぎた後の申請については、「忘れていた」や「知らなかった」などの理由では認められませんのでご注意ください。

資格の喪失

任意継続被保険者の加入期間は最長2年間ですが、次の場合には、資格がなくなります。

- ①死亡したとき（喪失日は死亡した日の翌日）
- ②保険料を納付期日（毎月10日、ただし休日のときは翌営業日）までに納付しないとき（喪失日は納付期日の翌日）
- ③健康保険の被保険者となったとき（喪失日は被保険者となった日）
- ④船員保険の被保険者となったとき（喪失日は被保険者となった日）
- ⑤後期高齢者医療制度の被保険者となったとき（75歳以上または65歳以上75歳未満で障害該当となった方）



保険料

標準報酬月額と保険料

任意継続被保険者の標準報酬月額は、前年9月末における全被保険者の平均標準報酬月額（令和2年度の標準報酬月額は380,000円）と申請者の退職時の標準報酬月額のいずれか低いほうとなります。

保険料は標準報酬月額に保険料率1000分の90を乗じて得た額です。

介護保険の第2号被保険者となる任意継続被保険者は、標準報酬月額に介護保険料率1000分の17（令和2年度）を乗じて得た額との合算となります。

保険料の納入方法

任意継続被保険者は事業主との関係がなくなり、保険料は全額自己負担することとなります。保険料の納付義務も自ら負うものであり、その他諸届等事業主の義務とされていることはすべて被保険者自身が行わなければなりません。

任意継続被保険者の毎月の保険料は、その月の10日（ただし、休日のときは翌営業日）までに、あらかじめ出版健保が送付した納付書により、金融機関または出版健保の窓口で納付してください。

また、6カ月、12カ月等前納による一括納付もでき、保険料が割引になります。

